

# ● 砂利の採取計画等に関する規則第9条による業務状況報告書は電子メールでの提出をお勧めします (提出先E-mail:bzl-kyushu-jyari@meti.go.jp)

※これまでの郵送による提出方法を妨げるものではありません。

- ・ 砂利採取業を行っている方々には、「砂利の採取計画等に関する規則」により毎年4月末までに報告書を管轄の経済産業局長に提出していただいております。(※河川での砂利採取業者は国土交通省へ提出)
- ・ 現在、政府では事業者目線に基づき、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべく議論が進められてきており、平成29年3月に行われた規制改革推進会議行政手続部会において取りまとめられました**行政手続簡素化の原則の1つに行政手続の電子化の徹底**が盛り込まれております。
- ・ これを受けて、**砂利の採取計画等に関する規則第9条による業務状況報告書についても行政手続の簡素化の観点から、電子メールでの提出を推奨しております。**
- ・ 砂利採取業の業務状況報告書の様式等をHP上にエクセル形式等で掲載しておりますので、是非ご活用ください(参考参照)。

参考：業務状況報告書 様式等 九州経済産業局HP掲載箇所

[九州経済産業局](#) > [政策紹介](#) > [鉱業・採石](#) > 砂利・採石業

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/shigen/jari.html>

## ● 電子メールでの提出によるメリット

- ・ ポストへの投函の手間がかからない
- ・ 切手不要
- ・ 提出先へ時差無く届く
- ・ 電子データなので修正が楽

## 【報告書提出先】

九州経済産業局資源工ネルギー環境部資源・燃料課  
砂利採取法担当

E-mail:bzl-kyushu-jyari@meti.go.jp

(〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1)